「

		—のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）			
4401.31	000	——木質ペレット		MT	
4401.39	000	——その他のもの		MT	

」に改める。

輸出統計品目表第四四・〇三項、第四四・〇七項、第四四・〇八項及び第四四・一一項中「号注１」を「号注２」に改める。

輸出統計品目表第四七〇六・九三号中「セミケミカルパルプ」を「機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの」に改める。

輸出統計品目表第四八類の注２(p)中「がん具」を「玩具」に改め、「及び第96類の物品（例えば、ボタン）」を削り、同注２に次のように加える。

(q)　第96類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）

輸出統計品目表第四八類の号注３中「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）」とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）」を「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改め、同号注４中「セミケミカルパルプ工程」を「機械的及び化学的工程の組合せ」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改める。

輸出統計品目表第四八・〇五項中「中しん原紙」を「中芯原紙」に改める。

輸出統計品目表第四八〇八・一一〇号及び第四八〇八・一三〇号を削り、同表第四八〇八・一〇号の次に次の１号を加える。

4808.40	000	—クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）		KG	

輸出統計品目表第四八一四・一〇号を削る。

輸出統計品目表第四八・一八項中「、乳児用のおむつ、タンポン」を削り、同表第四八一八・四〇号を削る。

輸出統計品目表第一一部の注１(u)中「及びタイプライターリボン」を「、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き」に改める。

輸出統計品目表第一一部の注７中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c)　特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）

輸出統計品目表第五六類の注１に次のように加える。

(f)　第96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

輸出統計品目表第五六〇一・一〇号を削る。

輸出統計品目表第五八〇一・一四号及び第五八〇一・一五号を削り、同表第五八〇一・一六号の次に次の１号を加える。

5801.27	000	——たてパイル織物	SM	KG	

輸出統計品目表第五八〇一・三四号及び第五八〇一・三五号を削り、同表第五八〇一・三六号の次に次の１号を加える。

5801.37	000	——たてパイル織物	SM	KG	

輸出統計品目表第六一類の注６(a)及び第六二類の注４(a)中「ものとし、乳児用のおむつを含む」を削る。

輸出統計品目表第六一一一・四１号を削る。

輸出統計品目表第六三・〇六項中

「

		—その他のもの			
6306.91	000	——綿製のもの		KG	
6306.99	000	——その他の紡織用繊維製のもの		KG	を

「

6306.90	000	—その他のもの		KG	に

」に改める。

輸出統計品目表第六四〇一・一〇号中「本底」を「底」に改める。

輸出統計品目表第六四・〇六項中

「

		—その他のもの			
6406.91	000	——木製のもの		KG	
6406.99	000	——その他の材料製のもの		KG	を

「

6406.90		—その他のもの			
	100	——木製のもの		KG	
	900	——その他の材料製のもの		KG	に

」に改める。

輸出統計品目表第六五・〇五項を次のように改める。

65.05					
6505.00	000	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	DZ	KG	

輸出統計品目表第六八一一・八三号を削る。

輸出統計品目表第七一類の注３(e)中「注２(B)」を「注３(B)」に改める。

輸出統計品目表第七三〇六・三〇号中「鉄鋼」を「鉄製」に改める。

輸出統計品目表第七三一九・一〇号及び第七三一九・三〇号を削り、同表第七三一九・九〇号の前に次の１号を加える。

7319.40	000	—安全ピンその他のピン		KG	

輸出統計品目表第七四・一八項中

「

		—食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品			
7418.11	000	——瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		KG	
7418.19	000	——その他のもの		KG	を